

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について（令和4年度）

1 事業内容（対象サービスは、別表1にてご確認ください）

(1) 事業所等におけるサービス継続支援事業

次の①から⑤のいずれかに該当する事業所等が、感染拡大防止対策や創意工夫を通じ、障害福祉サービスを継続して提供できるよう必要な経費等に対し支援を行います。

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）（※1）
- ② 濃厚接触者（※1）（※2）に対応した事業所等
- ③ 本市から休業要請を受けた事業所等
- ④ 一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所
- ⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 事業所等との協力支援事業

感染者が発生した事業所等の利用者に必要なサービスを確保するため、当該事業所の利用者の受入れや当該事業所への応援職員の派遣等の協力支援する、以下のいずれかに該当した事業所等に必要な経費について支援を行います。

- ① (1)の①又は③の事業所等に対し、協力する事業所等
- ② 感染症の拡大防止の観点から、必要があり自主的に休業した事業所等（※3）に対し、協力する事業所等

※1 濃厚接触者は、保健センターの判断となります。感染が疑われる者は、感染者・濃厚接触者に含まれません。

（参考）濃厚接触者の定義

- ・感染者と同居している者
- ・感染者と長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに感染者を診察、看護、介護していた者
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・1メートル程度で必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者

※2 この場合の濃厚接触者は利用者のみを指します。職員や利用者家族が濃厚接触者の場合は対象となりません。

※3 自主休業とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（R2.4.9厚労省通知）別添に係る名古屋市QA第2版」に基づき本市に届出を行っており、かつ各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（(1)の⑤の訪問によるサービスのみを提供した場合を含む）が連続3日以上の場合を指します。

2 対象経費（別表2に掲載しています）

通常のサービス提供時では発生しない、新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続のためのかかり増し経費が対象となります。

ただし、障害福祉サービス等の報酬及び他の制度による経費助成（補助）で措置されているものは、本事業の対象とはなりません。

また、令和3年4月1日以降令和4年8月31日までに対象経費を支出した事業所においては、令和4年9月9日（金）までに、交付申請書を提出してください。

3 申請方法

事業所ごとに交付申請書兼実績報告書、申請額一覧・個票及び支払証拠書類（領収書等の写し）を、提出期限までに郵送してください。令和4年9月9日（金）消印有効。

※ 交付申請書兼実績報告書に記載された感染者及び濃厚接触者等については、保健センター等が把握している感染者情報と突合を行います。

※既に口座振替登録番号をお持ちの場合は、記入してください。

4 請求書提出

交付決定後、速やかに請求書を提出してください（遅くとも令和5年3月31日まで）。実績額が交付決定額を下回った場合は、交付変更申請及び実績報告書の提出も必要となります。

また請求書には、本市への口座振替登録番号の記載が必要ですので、登録番号をお持ちでない場合は別途手続きが必要です。請求書提出後に、本市から補助金の交付を行います。